

特定鳥獣保護管理計画制度の充実に向けた対応（案）

以下は、都道府県からのアンケート調査結果に基づき特定鳥獣保護管理計画制度の方向性について課題を抽出したものである。

1 関係主体による広域的な連携

（1）広域的及び地域的な連携

○特定計画の対象となる地域個体群の関係行政機関が広域的及び地域的に連携することにより、健全な地域個体群の維持、地域個体群としての絶滅のおそれの回避、被害対策として捕獲圧の高い地域からの個体の拡散の防止など、効果的な保護管理を図る。

- ・例えば、地域個体群の生息状況を踏まえた生息環境整備や、効果的な個体数調整のための捕獲期間・捕獲場所等の連絡調整、共通の情報をもとに取組を進めるための広域的なモニタリング手法の統一などを、地域個体群の規模、行動範囲に応じて、隣接県や関係市町村ごとに進めること。

（2）広域的な地域個体群の保護管理に関する指針

○広域的に保護管理すべき地域個体群につき、その範囲及び保護管理の方向性など、広域的な地域個体群の保護管理に関する指針を提示することで、適切な鳥獣の保護管理を進める。

- ・例えば、広域的に移動するカワウは、生息域内の都府県により保護管理に関する取扱いや被害状況が異なることから、環境省が関係行政機関や団体、N G O、専門家等と連携・協力して広域的な保護管理の指針を作成している。今後、各関係都府県で 同指針に基づく特定計画を策定する等して保護管理のための取組が実施される予定。
- ・また、ツキノワグマ、ニホンザル等については、特定計画策定マニュアルにおいて地域個体群の輪郭を示している。

2 関係主体の連携と地域的な取組の充実

（1）関係主体の役割の明確化と連携

○鳥獣保護管理に携わる国、都道府県、市町村等の関係行政機関や地域住民をはじめとする、関係主体の役割を明確化するとともに緊密な連携を図る。

- ・地域個体群の広がりなどによっても異なるが、例えば関係行政機関による次のような役割分担が考えられる。

国 : 特定鳥獣ごとの目標設定の考え方、モニタリング手法等の調査研究
特定計画策定マニュアルの作成・改定

都道府県担当職員等への研修 等

都道府県：地域個体群の保護管理（個体数調整、生息環境整備、被害対策等）

市町村：被害防除対策、被害防止のための捕獲等

○鳥獣による被害対策は捕獲のみによる対応では不十分であり、農林水産部局等との連携により、被害防除対策を進めるとともに、鳥獣の生息環境の適切な管理を図る。

・個別地域の被害特性に応じて、農林水産担当部局のほか、農林水産業関係団体、獣友会支部などと連携し、防護柵の設置や追い払い、問題となる個体の捕獲等を行う。

（2）地域的な保護管理の合意形成

○被害防止対策を含めて鳥獣の保護管理を適切に進めるためにも、市町村や集落レベル等での地域的な合意形成を図り、地域における保護管理の目標を明確化する。また、こうした地域的な保護管理の目標を特定計画に取り込むようにする。

・鳥獣保護管理の取組に地域で差があると、被害地の分散により被害が継続するなど、特定計画の効果が上がりにくい。したがって、特定計画の策定または改定の段階から、関係主体間での共通認識の醸成と合意形成が必要。またそのためにも、生息や被害の状況、防除手法に関する情報などを関係者間で共有することが重要である。

・保護管理上必要な鳥獣の学習放棄を円滑に進められるよう、平素から地域での理解を得るために情報提供、普及啓発等を行う。

（3）被害に強い地域づくり

○鳥獣を誘引する生ゴミ、未収穫作物の除去、耕作放棄地や里山の適切な管理、安易な餌付けを行わない等、鳥獣被害を受けにくい地域づくりについての取組を進める。

・鳥獣関係、農林水産業関係の専門家の指導を受けながら、集落が一体となって対策を講じ、市町村や都道府県がこれを支援する体制づくりが重要となる。

（4）人材育成

○地域における鳥獣の保護管理の取組に対して、専門的知見から助言を行う体制を整備するとともに、研修や対話等を通じて地域住民の保護管理への理解の促進を図る。

・関係行政機関の鳥獣担当職員、鳥獣保護員及び普及指導員等との連携を進めるとともに、現場における指導・助言を効果的に行えるような仕組みを検討する。

3 科学的な保護管理の推進

（1）適切な技術開発

○より効果的な生態調査やモニタリングの手法開発、鳥獣の生態解明等、保護管理に関する技術開発を進める。

・既に策定から数年が経過した特定計画のレビューを行い、対象種ごとの特定計画策定マニュアルの見直しを行う。

（2）モニタリング等による特定計画の見直し

○初期段階での生息数等の過小評価や、特定計画の実施段階の様々な状況の変化に対応するため、目標を含めた計画内容の修正等、適切なフィードバックを図る。

- ・モニタリング手法については、他の特定計画の例も参考としつつ、より実態に即したものとする必要がある。
- ・捕獲データや被害防除効果に関する情報の迅速な収集・提供を都道府県の枠を越えて行う。

4 適切な捕獲の推進

（1）捕獲従事者の確保

○狩猟は鳥獣の保護管理に貢献しており、科学的な保護管理の考え方のもとで今後とも役割を果たしていくことが期待される。このため、狩猟者の確保を図るとともに保護管理に関する知識の普及等に努める。

- ・狩猟が科学的・計画的な鳥獣保護管理により貢献していくような仕組みを検討する。

○市町村の範囲を越えた、広域的な捕獲従事者の確保を図る。

- ・獵友会支部との連携を行うとともに、捕獲に際しては関係市町村による地域住民への事前説明を十分行う必要がある。

○鳥獣被害対策について、農業従事者等が自ら適切な捕獲が可能となるような制度の整備を図る。

- ・網及びわなについて、それぞれの技術・知識に応じた適切な獵具の取扱を進めるため免許制度の見直しを検討する。

（2）適切な捕獲の推進

○モニタリング結果等を踏まえ、特定計画に基づく個体数調整の捕獲地域、捕獲数、捕獲個体（加害個体の特定等）の検討を行う

- ・地域ごと、年次ごとの特定計画を実施するためのきめ細かな計画を作成し、特定計画の目標達成を図る。

（3）錯誤捕獲の防止等

○適切な捕獲技術により錯誤捕獲の防止に努める。

- ・わなの適切な架設と見回りの励行、錯誤捕獲の際の対応などについては、行政と地域住民との日常的な意思疎通を図る。